

(仮称) 児島学校給食共同調理場整備運営事業

実 施 方 針

令和4年5月30日

倉敷市教育委員会

## <目次>

|   |           |
|---|-----------|
| <b>1 事業の概要</b>                            | <b>1</b>  |
| (1) 事業内容に関する事項                            | 1         |
| (2) 特定事業の選定及び公表                           | 5         |
| <b>2 事業者の募集及び選定に関する事項</b>                 | <b>6</b>  |
| (1) 募集及び選定の方法                             | 6         |
| (2) 審査及び優先交渉権者決定の手順                       | 6         |
| (3) 募集及び選定スケジュール                          | 7         |
| (4) 募集及び選定等の手続き                           | 7         |
| (5) 応募者の構成                                | 10        |
| (6) 応募者の備えるべき参加資格要件                       | 11        |
| (7) 特別目的会社の設立等                            | 16        |
| (8) 提案審査書類の取扱い                            | 16        |
| <b>3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</b> | <b>17</b> |
| (1) リスク分担の方法等                             | 17        |
| (2) 事業者の責任の履行に関する事項                       | 17        |
| (3) 事業の実施状況のモニタリング                        | 18        |
| <b>4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項</b>          | <b>22</b> |
| (1) 敷地に関する各種法規制等                          | 22        |
| (2) 施設要件                                  | 22        |
| <b>5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項</b>  | <b>23</b> |
| <b>6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項</b>       | <b>24</b> |
| (1) 事業の継続に関する基本的考え方                       | 24        |
| (2) 事業の継続が困難となった場合の措置                     | 24        |
| <b>7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項</b> | <b>26</b> |
| (1) 法制上及び税制上の措置                           | 26        |
| (2) 財政上及び金融上の支援                           | 26        |
| <b>8 その他特定事業の実施に関し必要な事項</b>               | <b>27</b> |
| (1) 議会の議決                                 | 27        |
| (2) 入札参加に伴う費用負担                           | 27        |
| (3) 本事業において使用する言語、通貨単位等                   | 27        |
| (4) 情報公開及び情報提供                            | 27        |
| (5) 実施方針に関する問い合わせ先                        | 27        |

## 1 事業の概要

### (1) 事業内容に関する事項

#### ア 事業名

(仮称)児島学校給食共同調理場整備運営事業（以下、「本事業」という。）

#### イ 公共施設の管理者名称

倉敷市長 伊東香織

#### ウ 事業の目的

現在、倉敷市内の自校方式調理場の多くで老朽化が進行し、新たな給食施設の整備が喫緊の課題となっており、「倉敷市学校給食調理場整備に係る基本方針」により、6,000～8,000食規模の複数の献立ラインを有する共同調理場を市内に3か所程度設置することとしている。

本事業は、この方針に沿って、旧海技大学校児島分校跡地の旧海技大学校校舎（以下、「既存施設」という。）を解体するとともに、6,000食規模の「(仮称)児島学校給食共同調理場」（以下、「本施設」という。）を整備し、維持管理・運営することで、より安全安心な学校給食の提供を行うことを目的とする。

#### エ 本事業の基本理念

本事業は次の基本理念に基づいて実施するものとする。

##### (ア) 安全安心な学校給食の提供

学校給食衛生管理基準を遵守し、安全安心な給食を安定的に提供する。また、アレルギー対応専用調理室等を整備し、食物アレルギーを有する児童生徒に対しても可能な限り給食を提供する。

##### (イ) 食育の推進、地産地消への取組み

地場産物等を活用した献立等による地産地消の推進、デジタル配信の活用や防災教育と連携した新しい食育を推進する。

##### (ウ) 事業の持続可能性への配慮

調理作業の効率化や人手不足への対応など、社会変化を見据え、給食提供が安定的に継続できることを重視する。

## (エ) 環境負荷低減、エネルギー使用量削減

地球環境に配慮した施設として省エネルギー設備の導入を図るとともに、臭気・防音対策など環境負荷の低減に取り組むものとする。

## オ 事業の内容

### (ア) 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下、「PFI法」という。）に基づき、市が所有する土地に、本事業を実施する者（以下、「事業者」という。）自らが本施設の設計及び建設を行い、工事完了後に市に施設等の所有権を移転した後、維持管理・運営業務等を実施する方式（BT TO：Build Transfer Operate）により実施する。

### (イ) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和22年7月31日までとする。

### (ウ) 事業の範囲

事業者が行う主な業務の範囲は、次のとおりとする。

#### ① 施設整備業務

- (a) 事前調査業務及びその関連業務
- (b) 既存施設解体業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- (c) 設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務
- (d) 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- (e) 工事監理業務
- (f) 調理備品等調達業務（食器・トレイ・食具は除く）
- (g) 事務備品調達業務
- (h) 学校配膳室改修業務
- (i) 近隣対応・対策業務

#### ② 開業準備業務

#### ③ 維持管理業務

- (a) 建物維持管理業務
- (b) 建築設備維持管理業務

- (c) 調理設備維持管理業務
- (d) 外構等維持管理業務
- (e) 清掃業務
- (f) 警備業務
- (g) 長期修繕計画策定業務

④ 運営業務

- (a) 日常の検収業務
- (b) 給食調理業務
- (c) 洗浄等業務
- (d) 配送及び回収業務
- (e) 残渣等処理業務
- (f) 調理備品等更新業務（食器・トレイ・食具を除く。）
- (g) 配送車両調達・維持管理業務
- (h) 献立支援作成業務
- (i) 食育支援業務
- (j) 災害時における支援

（エ） 市が行う業務

運営業務のうち、市が実施するものは次のとおりである。

- (a) 食材調達業務
- (b) 食材検収業務
- (c) 食数調整業務
- (d) 検食業務
- (e) 献立作成・栄養管理業務
- (f) 衛生管理・調理指示業務
- (g) 光熱水費の負担、支払い
- (h) 給食費徴収管理業務
- (i) 配送校の調整業務
- (j) 学校配膳室業務
- (k) 食育業務
- (l) 広報業務
- (m) 食器・トレイ・食具の更新業務
- (n) 市職員用事務室に関する引越し業務

#### (オ) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおり、既存施設の解体、本施設の設計・建設に係る対価、開業準備及び維持管理・運営に係る対価から構成される。

##### ① 既存施設の解体、本施設の設計及び建設に係るもの

市は、本施設の設計及び建設に係る対価のうち、一定の額について、本施設の引渡後に、建設一時金として事業者へ一括支払いを行う予定である。また、市は、維持管理・運営期間中、事業者に対して、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、既存施設の解体、本施設の設計・建設に係る初期投資に相当する金額から上記の建設一時金を控除した額を割賦払いにて支払う。

##### ② 開業準備及び維持管理・運営に係るもの

事業者が実施する開業準備及び維持管理運営に係る対価について、市は維持管理運営期間にわたって事業者に支払う。支払いは年4回行うこととし、物価変動等を勘案して年1回改定検討を行う。

維持管理運営に係る対価については、固定料金と変動料金で構成されるものとする。

固定料金には、建物維持管理、清掃、警備等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費等に係る費用が含まれることを想定しているが、これらの具体的な設定については、事業者の提案によるものとし、市と事業者が締結する事業契約において定める。

市は、事業者が提供する本事業のサービスが市の要求水準を満たしていない場合には、基本的にサービス対価を減額する。なお、詳細は募集要項等に示す。

#### (カ) 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法律、政令、省令等）及び市の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。

#### (キ) 事業の実施スケジュール

事業スケジュール（予定）は、概ね次のとおりである。

| 日程                      | 項目         |
|-------------------------|------------|
| 令和5年6月                  | 事業契約締結     |
| 令和5年6月～令和7年6月（約24ヶ月間）   | 解体・設計・建設期間 |
| 令和7年6月                  | 本施設の所有権移転  |
| 令和7年7月～令和7年8月（約2ヶ月間）    | 開業準備期間     |
| 令和7年8月下旬～令和22年7月（約15年間） | 維持管理・運営期間  |

#### (ク) 事業期間終了後の措置

事業者は、事業期間終了後に、本施設を募集要項等に示す良好な状態で市に引き継ぐこと。

#### (ケ) 実施方針の変更

市は、民間事業者からの意見を踏まえ、募集要項等の公表までに実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかにその内容を市ホームページにて公表する。

### (2) 特定事業の選定及び公表

#### ア 特定事業選定の基本的考え方

市は、本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減やサービスの向上が図られ、効率的かつ効果的に実施できると判断したときは、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。

#### イ 効果等の評価

市は、次の手順により客観的評価を行い、本事業を特定事業として選定するかについて判断を行う。

- (ア) 将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算することにより定量的評価を行う。
- (イ) PFI事業として実施することによるサービスの水準に関する定性的評価を行う。
- (ウ) 事業者に移転するリスクの評価を行う。
- (エ) 総合的評価を実施する。

#### ウ 選定結果の公表

市は、本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも同様に公表する。

## 2 事業者の募集及び選定に関する事項

### (1) 募集及び選定の方法

本事業では、既存施設の解体、本施設の設計、建設、開業準備、維持管理、運営の各業務を通じて、事業者の幅広い能力やノウハウを活かした効率的かつ効果的な事業実施が求められる。

したがって、事業者の選定にあたっては、事業者が募集要項に記載する参加資格を有しており、かつ事業者の提案内容が要求水準を満たしていることを前提として、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

### (2) 審査及び優先交渉権者決定の手順

審査及び優先交渉権者の決定は、次のとおり行うものとし、詳細については募集要項等に示す。

#### ア 選定委員会の設置

事業者提案にかかる専門的かつ客観的な視点からの検討を行うため、「児島学校給食共同調理場整備運営 P F I 事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)を設置する。選定委員会の構成等は、募集要項等に示す。

#### イ 確認及び提案審査の方法

(ア)事業者の選定は、参加資格の確認と提案審査の2段階に分けて実施する。

(イ)参加資格の確認は、本事業への参加を希望する者に参加表明書、参加資格の確認に必要な書類の提出を求め、市が募集要項等に示す参加資格要件に基づき確認を行う。

(ウ)提案審査は、応募者から提出された提案審査書類等について、優先交渉権者選定基準に基づき、選定委員会において提案内容を総合的に評価した上で、最優秀提案者を決定する。

(エ)選定委員会の審査を経て、本市が優先交渉権者を決定する。

(オ)提案の評価基準、提案書の提出方法等の詳細については、募集要項等に示す。

※応募者が1者であった場合も、同様に参加資格の確認、提案審査を行うものとする。

#### ウ 優先交渉権者を選定しない場合

本事業にかかる事業者の募集及び優先交渉権者の選定の過程において、応募者が無い、又はいずれの応募者も市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、市が本事業をP F I事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

### (3) 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

| 日程            | 事業スケジュール                     |
|---------------|------------------------------|
| 令和4年 5月30日（月） | 実施方針の公表                      |
| 6月中旬          | 要求水準書（案）の公表                  |
| 6月27日（月）      | 現地見学会（建設予定地）                 |
| 7月20・21・22日   | 現地見学会（配送校）                   |
| ～8月5日（金）      | 実施方針・要求水準書（案）に関する質問の受付       |
| 8月中～下旬        | 特定事業の選定・公表                   |
| 8月31日（水）      | 実施方針・要求水準書（案）に関する質問に対する回答公表  |
| 9月下旬          | 募集要項等の公表                     |
| 10月上旬         | 募集要項等に関する第1回質問受付             |
| 10月下旬         | 募集要項等に関する第1回質問に対する回答公表       |
| 11月上旬         | 参加資格審査書類の受付締切                |
| 11月中旬         | 参加資格審査結果の通知                  |
| 11月中旬         | 募集要項等に関する第2回質問受付             |
| 12月上旬         | 競争的対話の実施                     |
| 12月中旬         | 募集要項等に関する第2回質問に対する回答         |
| 令和5年 1月上旬     | 提案審査書類の受付                    |
| 2月中旬          | 提案書に関する事業者ヒアリング（プレゼンテーション含む） |
| 2月中旬          | 優先交渉権者の決定・公表                 |
| 3月上旬          | 基本協定締結                       |
| 4月中旬          | 仮契約締結                        |
| 6月            | 事業契約締結                       |

### (4) 募集及び選定等の手続き

事業者の募集及び選定等の手続きを次のとおり行う。詳細については、募集要項等において示す。

#### ア 実施方針の公表及び現地見学

本実施方針等に関する説明会は実施しない。

本施設の事業敷地の現地見学会を次のとおり開催する。

なお、配達校の見学については、後日ホームページにて詳細を示す。

|          |  |
|----------|--|
| 見学会日時    | 令和4年6月27日（月） 10：00～12：00頃  |
| 参加申し込み期限 | 令和4年6月22日（水） 12：00まで   |
| 参加申し込み方法 | 事業敷地現地見学会エントリーシート（様式1）に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。<br>なお、参加人数は1社につき2名までとする。                     |
| 申込先      | 倉敷市教育委員会 学校教育部 保健体育課（担当：田中・飯田）<br>電話：086-426-3835<br>E-mail：schhlt@city.kurashiki.okayama.jp |

|    |  |
|----|--|
| 備考 | 事業敷地までの移動手段は各自で用意すること。<br>荒天の場合は延期することがある。 |
|----|--|

#### イ 実施方針・要求水準書（案）に関する質問の受付

##### （ア） 受付期限

令和4年8月5日（金） 17：00

##### （イ） 受付方法

実施方針等に関する質問書（様式2）に記入の上、倉敷市教育委員会学校教育部保健体育課まで電子メールでのファイル添付により提出すること。

##### （ウ） 公表

受け付けた質問に対する回答は、倉敷市教育委員会学校教育部保健体育課のホームページ（以下、「市ホームページ」という。）において公表する。

#### ウ 募集要項等の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、募集要項等を市ホームページにおいて公表する。

#### エ 募集要項等に関する質問の受付・回答

募集要項等に記載の内容について質問を受け付ける。質問に対する回答は、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表する。

なお、提出された質問・意見のうち、市が必要と判断した場合には、提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

#### オ 参加資格審査書類の受付、参加資格審査結果の通知

本事業へ参加を希望する者より、参加表明書及び参加資格確認申請書（以下、「参加表明書等」という。）を受け付ける。参加表明書等は、参加表明書等提出期限日までに提出する必要がある。

市は、提出された参加表明書等を審査した上で必要があると判断した場合は、期限日（以下、「参加資格確認基準日」という。）までに当該参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。参加資格確認結果は、参加表明書等を提出した者に対し、参加資格確認基準日以降にそれぞれ通知する。

なお、資格確認の結果において参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類等に虚偽の記載をし、又は、重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該確認結果を取り消す。

#### **カ 募集要項等に関する競争的対話の実施**

提案内容について市と事業者の相互の理解を深めるため、参加資格があると認められ事業への参加を予定している者(以下、「応募者」という。)を対象に、個別に対話をを行うことを予定している。競争的対話の参加方法等は募集要項等に示す。

競争的対話における質問に対する回答は、原則として公表とする。ただし、提案内容の漏洩に繋がる可能性のあるもの等は一部非公表とする可能性がある。

#### **キ 提案審査書類の受付**

応募者に対し、提案審査書類の提出を求める。詳細については募集要項等で提示する。

#### **ク 優先交渉権者の決定及び公表**

提出された提案審査書類等について総合的に評価を行い、選定委員会の審査を経て、市が優先交渉権者を決定する。審査結果は応募者に通知するとともに、市のホームページ等で公表する。

#### **ケ 基本協定の締結**

市は、優先交渉権者決定後、優先交渉権者と本事業に関する基本的事項を定めた基本協定を締結する。

#### **コ 事業契約締結**

市と優先交渉権者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議、調整し、優先交渉権者が本事業を実施するために設立した特別目的会社と事業契約を締結する。

#### **サ 直接協定の締結**

金融機関等からの融資がある場合は、市と融資予定者が、事業契約及び融資契約の内容を踏まえ、直接協定について協議・調整し、締結することがある。

## (5) 応募者の構成

### ア 応募者の構成と定義

応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員）で構成されるグループとする。

| 項目   | 定義   |
|------|--|
| 構成企業 | 応募者を構成する法人で、業務の一部を本事業のために設立する特別目的会社から直接又は間接的に受託・請負する予定であり、当該特別目的会社に出資を予定している法人 |
| 協力企業 | 応募者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負する予定だが、特別目的会社には出資を行わない法人                      |
| 代表企業 | 構成企業のうち、最も高い出資割合を負担し、構成企業を代表して本事業の参加手続きを行う法人かつ運営業務を行う者                         |

### イ 構成企業等の明示

応募者を構成する構成員は、参加資格審査書類の提出時に、構成企業（代表企業である場合はその旨も記載する）、協力企業のいずれの立場であるかを明示するものとする。構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として、参加表明書等において明記すること。

### ウ 複数業務の実施

応募者の構成企業又は協力企業が複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

※「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいう。「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ）。

### エ 複数応募の禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の応募者の構成員になることはできない。

なお、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成企業（代表企業を除く）又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とする。

## オ 応募者の変更及び追加

参加資格確認基準日以降、応募者の構成員の一部又は全部が参加資格の各要件を満たさなくなったときは、原則として、当該応募者を優先交渉権者決定のための審査の対象から除外する。また、参加資格確認基準日以降の応募者の構成員の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下、「構成員の変更等」という。）は、原則として認めない。

ただし、次の場合において、事前に市と協議を行い、市が指定する書類を市に提出することにより申請を行った場合は、構成員の変更等を認めることがある。

### （ア） 参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日まで

市は、参加資格確認基準日以降に応募者が構成員の変更を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の応募者の参加資格を確認した上で、提案審査書類提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、代表企業の変更は例外なく認めない。

### （イ） 提案審査書類提出日から優先交渉権者決定日まで

市は、提案審査書類提出日以降に応募者の構成員（代表企業を除く。）の一部が参加資格を喪失した場合で、応募者が構成員の変更（参加資格を喪失し脱退する構成員に限る）を申請したときは、提案内容の継続性及び参加資格を喪失しなかった構成員の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めた場合に限り、変更後の応募者の参加資格を確認した上で、優先交渉権者決定日までにこれを承認することがある。

## （6） 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者の構成員は、以下のア、イで規定する参加資格要件を、参加資格確認基準日に満たしていなければならない。また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかつたものとみなす。

なお、本事業について選定委員会の委員に接触を試みた者については、参加資格を失うものとする。

## ア 共通の参加資格要件

（ア） 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

（イ） 倉敷市建設工事等請負業者指名停止要領及び倉敷市物品供給等登録業者指名停止要領に基づく指名停止期間中の者でないこと。

（ウ） 倉敷市建設工事等暴力団対策会議設置要綱（平成13年倉敷市告示第276号）に基づく指名除外を受けている者でないこと。

- (エ) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (オ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）でないこと。
- (カ) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続き開始の申し立て、又は同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる旧破産法（大正11年法律第71号）の規定による破産申し立てがなされている者でないこと。
- (キ) 課税されているすべての税（国税、岡山県税及び倉敷市税）を滞納している者でないこと。
- (ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び倉敷市暴力団排除条例（平成23年条例第45号）第2条第2号のいずれにも該当しないこと。
- (ケ) 私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (コ) 選定委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者でないこと。
- (サ) 本事業についてアドバイザリー業務を委託した以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
- ・株式会社日建設計総合研究所  
(所在地：東京都千代田区飯田橋二丁目18番3号)
  - ・株式会社YMF G ZONE プラニング  
(所在地：山口県下関市竹崎町四丁目2番36号)
  - ・弁護士法人関西法律特許事務所  
(所在地：大阪市中央区北浜二丁目5番23号)

#### イ 個別の参加資格要件

応募者の構成員のうち（ア）から（カ）の業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。ただし、建設業務を行う者及びその関連会社が、工事監理業務を行うことはできない。

## (ア) 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業が①から③の要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 倉敷市測量、建設コンサルタント業務等委託競争入札参加資格に関する要綱（平成元年倉敷市告示第208号。以下「要綱」という。）に基づく建設関係コンサルタント業務（建築設計）における令和4年度の入札参加資格を有すること。
- ③ 募集要項等の公表日から参加資格確認日までの期間に、建築士法第26条第2項の規定による監督処分を受けていないこと（処分を受けた地域を問わない）。
- ④ 延べ面積1,000m<sup>2</sup>以上の公共施設（平成19年4月以降に履行が完了した新築・改築又は増築の新築部分が当該面積以上のものに限る）の実施設計業務を元請として履行した実績を有していること。
- ⑤ HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の実施設計実績若しくはドライシステムの学校給食施設（平成21年4月以降に履行が完了したものに限る）の設計実績を有していること。

## (イ) 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業が①から③の要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 要綱に基づく建設関係コンサルタント業務（建築設計）における令和4年度の入札参加資格を有すること。
- ③ 募集要項等の公表日から参加資格確認日までの期間に、建築士法第26条第2項の規定による監督処分を受けていないこと（処分を受けた地域を問わない）。
- ④ 国、地方公共団体が発注した延べ面積1,000m<sup>2</sup>以上の公共施設（平成19年4月以降に工事が完了した新築・改築又は増築の新築部分が当該面積以上のものに限る）の工事監理業務の実績を有していること。
- ⑤ HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の工事監理実績若しくはドライシステムの学校給食施設（平成21年

4月以降に工事が完了した新築・改築又は増築の新築部分が当該面積以上のものに限る)の工事監理実績を有していること。

#### (ウ) 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての者が①から③の要件を満たし、いずれかの者が④または⑤を満たすこと。

① 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

② 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による岡山県内における営業停止の処分を受けていないこと(当該営業停止命令の対象業種が発注業種に係るものであり、かつ対象が公共工事に係るものに限る)。

③ 令和4年度倉敷市建設工事等入札参加資格者名簿の建築一式工事部門に登載されていること。

④ 平成19年4月以降に工事が完了した延べ面積3,000m<sup>2</sup>以上の施設の新築・改築又は新築部分が3,000m<sup>2</sup>以上の増築に関する建築一式工事について、元請としての施工実績を有すること。

⑤ 平成21年4月以降に工事が完了したドライシステムの学校給食施設、特定給食施設又は食品工場等の新築・増築又は改築工事について、元請としての施工実績を有すること。

#### (エ) 調理設備の調達業務を行う者

調理設備の調達業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、いずれかの者が②を満たせばよい。

① 倉敷市物品供給等の契約に係る競争入札参加者の資格及び要件を定める要綱(平成29年倉敷市告示第180号 改正 令和元年倉敷市告示第559号)に基づく令和4年度の入札参加資格者名簿に業務用厨房機器で登載されていること。

② 3,000食以上かつ複数の献立ラインを有するドライシステムの学校給食施設における調理設備一式の調達及び設置業務の実績を有していること。なお、当該実績は、平成21年4月以降に完了した者、又は、PF1法に基づく特定事業等で調理設備等の調達及び設置業務を行う主たる企業として調理設備等の調達及び設置業務を完了した者に限る。

#### (オ) 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の者で実施する場合には、いずれかの者が②を満たせばよい。

- ① 本業務を実施するために法律上求められる資格等がある場合には、これを備えていること。
- ② 平成21年4月以降に学校給食施設の維持管理業務の実績を有していること。

#### (カ) 運営業務を行う者

運営業務を行う者は、以下に示す要件について該当すること。

- ① HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設若しくはドライシステムの学校給食施設において3,000食以上かつ複数の献立ラインの提供能力のある施設の運営業務の実績を有していること。

#### ウ 地域経済への配慮

応募者は、構成企業及び協力企業に、市内に本社・本店等を置く市内企業を加えるように努めること。また、調理従業員を市内から優先的に雇用する、必要な資機材・消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮して本事業を実施すること。

市内企業の参画や育成、地域経済の振興に対する取組みの状況に応じて、審査基準において加点評価の対象とすることを想定している。

#### エ 参加資格要件の喪失

参加資格を有すると認められた応募者の構成企業のいずれかの者が、参加資格確認申請の提出日以降に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

##### (ア) 参加資格確認基準日から優先交渉権者決定までの間

当該期間に応募者の構成企業が、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として失格とする。ただし、代表企業以外の者が参加資格要件を満たさなくなった場合には、市と協議のうえ、市が当該構成企業の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

なお、構成企業の除外は当該企業の除外後も応募者が参加資格要件を満たす場合のみ認めることとする。

##### (イ) 優先交渉権者決定日から契約締結日までの間

当該期間に応募者の構成企業のいずれかの者に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市は仮契約を締結せず、又は、仮契約の解除を行うことがある。これにより仮契約を締結せず、又は、仮契約を解除しても、市は一切責を負わない。ただし、代表企業以外の者が参加資格要件を満たさなくなった場合には、市と協議のうえ、市が当該構成企

業の除外又は変更を認めた場合に限り、市は変更後の応募者と仮契約を締結できるものとする。

#### (7) 特別目的会社の設立等

審査の結果、優先交渉権者として選定された応募者は、構成企業の出資により倉敷市内に特別目的会社を仮契約締結時までに設立するものとする。特別目的会社は、会社法（平成17年法律第86号）の定める株式会社とする。なお、事業予定地内に設立することも可とする。

なお、応募グループの構成企業は、事業者に対して必ず出資し、代表企業の議決権割合は最大となるものとする。また、構成企業全体の有する議決権の割合が、全議決権の2分の1を超えることとすること。

特別目的会社の株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

#### (8) 提案審査書類の取扱い

##### ア 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表が必要と認めるときは、市は、事前に事業者と協議した上で、提案審査書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

##### イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することをしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として応募者が負うこととする。

### 3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### (1) リスク分担の方法等

##### ア リスク分担の基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方に基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負う。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がその全て又は一部を負う。

##### イ 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として「表1 リスク分担表（案）」によることとする。責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）に示すものとする。

##### ウ 保険の付保

事業者は、市が付保を義務付ける保険を含め、保険により費用化できるリスクはできる限り保険を付保するものとする。

#### (2) 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、事業契約書に従い、信義に従って誠実に責任を履行するものとする。なお、事業契約締結にあたっては、契約の履行を確保するために、契約保証金を納付するものとする。（契約金額の10%以上。補償金に代わる保証等も可とする。）

### (3) 事業の実施状況のモニタリング

#### ア モニタリングの実施

市は、本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、モニタリングを行う。

事業者は、業務のサービス水準を維持改善するため、自ら業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。

#### イ モニタリングの時期及び内容

市が行うモニタリングは、設計・建設、維持管理及び運営の各段階において実施し、事業者のセルフモニタリングの結果を活用するものとする。具体的な内容等については、事業契約書(案)において定める。

市は、モニタリングの結果、事業者の提供する施設の設計・建設、維持管理及び運営に係るサービスが十分でないことが判明した場合、改善勧告や業務対価の減額等の措置を行うことがある。

#### ウ モニタリングの費用の負担

市が実施するモニタリングに係る費用のうち、市に生じる費用は市の負担とし、その他の費用は事業者の負担とする。

表1 リスク分担表（案）

| 段階                    | リスク項目            | No | リスク内容   | リスク分担 |     |
|-----------------------|------------------|----|---|-------|-----|
|                       |                  |    |   | 市     | 事業者 |
| 共通<br>制度<br>関連<br>リスク | 政策転換リスク          | 1  | 市の政策変更による事業の変更・中断・中止等に関するもの   | ●     |     |
|                       | 法令リスク            | 2  | 本事業に直接係わる法制度等の新設・変更等に関するもの  | ●     |     |
|                       |                  | 3  | 上記以外のもの   |       | ●   |
|                       | 税制度リスク           | 4  | 収益関係税以外の税制度の範囲や税率の変更に関するもの（消費税、事業所税等）   | ●     |     |
|                       |                  | 5  | 収益関係税の税制変更に関するもの（例：法人税率の変更）   |       | ●   |
|                       |                  | 6  | 許認可取得リスク  | ●     |     |
|                       |                  | 7  | 許認可の遅延に関するもの（市で取得するもの以外）  |       | ●   |
|                       | 社会リスク            | 8  | 住民対応リスク   | ●     |     |
|                       |                  | 9  | 本施設の設置・運営に関する反対運動の訴訟・要望に関するもの   |       | ●   |
|                       | 環境保全リスク          | 10 | 上記以外の事業者が行う調査、建設、維持管理・運営に関するもの  |       | ●   |
|                       |                  | 11 | 事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に<br>に関するもの   |       | ●   |
|                       | 第三者賠償リスク         | 12 | 事業者が行う業務に起因する第三者への賠償  |       | ●   |
|                       | 債務不履行<br>リスク     | 13 | 施設の劣化及び維持管理の不備による第三者への賠償  |       | ●   |
|                       |                  | 14 | 市の責によるもの  | ●     |     |
|                       |                  | 15 | 事業者の責によるもの  |       | ●   |
| 設計・<br>建設<br>段階       | 不可抗力リスク          | 16 | 事業者の提供するサービスの品質が要求水準書の示す一定のレベルを満たしていないことに関するもの  | ●     |     |
|                       | 物価変動リスク          | 17 | 不可抗力に起因する増加費用及び事業の中斷に伴う増加費用その他の損害に関するもの内、一定の金額を超える部分、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの |       | ●   |
|                       |                  | 18 | 不可抗力に起因する増加費用及び事業の中斷に伴う増加費用その他の損害に関するもの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの        |       | ●   |
|                       | 要求水準未達リスク        | 19 | 建設期間における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用増減  | ●     |     |
|                       |                  | 20 | 維持管理・運営期間における一定の範囲を超える物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の費用の増減                                      | ●     |     |
|                       | 募集要項リスク          | 21 | 要求水準の不適合に関するもの  |       | ●   |
|                       | 応募リスク            | 22 | 募集要項等の誤り、内容の変更に関するもの  |       | ●   |
|                       | 契約締結リスク          | 23 | 応募に関する費用の負担に関するもの   |       | ●   |
|                       | 資金調達リスク          | 24 | 事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合  | ●     | ※1  |
|                       |                  | 25 | 市が調達する必要な資金の確保に関するもの  | ●     | ※1  |
|                       | 設計・<br>調査<br>リスク | 26 | 事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの  | ●     |     |
|                       |                  | 27 | 市が実施した測量・調査に誤りがあったことに起因するリスク  | ●     |     |
|                       | 建設<br>リスク        | 28 | 上記以外の測量、調査に起因するリスク  | ●     |     |
|                       |                  | 29 | 市が指示・判断の不備・変更に関するもの（コスト増加や完工の遅延）  | ●     |     |
|                       | 発注者責任リスク         | 30 | 上記以外の要因による不備・変更に関するもの（コスト増加や完工の遅延）  | ●     |     |
|                       |                  | 31 | 事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの  | ●     |     |
|                       |                  | 32 | 市が要求による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの  | ●     |     |
|                       | 用地リスク            | 33 | 建設に要する仮設、資材置場に関するもの   | ●     |     |
|                       |                  | 34 | 事業用地の土壤汚染及び地中障害物等に関するもの（市が公表した資料から合理的に予測できる土壤汚染及び地中障害物は除く）                            | ●     | ※2  |
|                       |                  | 35 | 事業用地の土壤汚染及び地中障害物等に関するもの（市が公表した資料から合理的に予測できる土壤汚染及び地中障害物に限る）                            |       | ●   |
|                       | 工事遅延・未完工リスク      | 36 | 市が要求による設計変更により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの   | ●     |     |
|                       |                  | 37 | 建設従事者等に新型コロナウイルス感染症等の感染者及び感染疑いの者が発生した際、保健所等の指示により工事を休止した場合に生じた対応費用の負担                 | ●     | △※3 |
|                       |                  | 38 | 上記以外の要因により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの   |       | ●   |
|                       | 工事費増大リスク         | 39 | 市が指示による工事費の増大に関するもの   | ●     |     |
|                       |                  | 40 | 上記以外の要因による工事費の増大に関するもの  |       | ●   |
|                       | 工事監理リスク          | 41 | 事業者が実施する工事監理の不備により工事内容・工期等に不具合が発生したことによるもの  |       | ●   |
|                       |                  | 42 | 上記以外の要因により、使用前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害に関するもの  | ●     |     |
|                       | 施設損傷リスク          | 43 | 事業者が実施する工事監理や現場管理の不備により使用前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害に関するもの                            |       | ●   |
|                       |                  | 44 | 市が調達する什器備品等の調達・納品遅延に起因するもの  | ●     |     |
|                       | 什器備品等調達・納品遅延リスク  | 45 | 事業者が調達する什器備品等の調達・納品遅延に起因するもの  |       | ●   |

|                       |                              |    |  |                 |                 |
|-----------------------|------------------------------|----|--|-----------------|-----------------|
| 維持管理・運営段階             | コストリスク                       | 45 | 市の責に帰する事業内容・用途の変更に起因する業務量及び費用の増大   | ●               |                 |
|                       |                              | 46 | 事業者の責に帰する事業内容・用途の変更に起因する業務量及び費用の増大   | ●               |                 |
| 技術革新リスク               |                              | 47 | 技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化の内、市の指示により発生する増加費用  | ●               |                 |
|                       |                              | 48 | 上記以外の技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化により発生する増加費用  |                 | ●               |
| 契約不適合リスク              |                              | 49 | 民法に定める契約不適合に係る時効までに見つかったことに関するもの   | ●               |                 |
|                       |                              | 50 | 民法に定める契約不適合に係る時効を過ぎて見つかったことに関するもの  | ● <sup>※1</sup> |                 |
| 施設の性能維持リスク            |                              | 51 | 事業期間中における施設の性能確保に関するもの（各学校の配膳室、防災備蓄倉庫は除く）  |                 | ●               |
|                       |                              | 52 | 施設の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったこと及び維持管理の不備に起因するもの                                |                 | ●               |
| 施設損傷リスク               |                              | 53 | 事業者の善管注意義務違反、管理義務の懈怠によって引き起こされた事故・火災等による施設の損傷                                    |                 | ●               |
|                       |                              | 54 | 第三者（本施設の利用者を含む）による施設の損傷  | ● <sup>※5</sup> | ● <sup>※5</sup> |
| 修繕費コストリスク             |                              | 55 | 事業期間内に発生した修繕で、事業者が当初に想定した総修繕費（項目毎の内訳は問わない）が予想を上回ったことに関するもの                       |                 | ●               |
|                       |                              | 56 | 市が行う業務に関する事故等に起因するもの又は市の責に帰すべき事由によるもの  | ●               |                 |
| 事故リスク                 |                              | 57 | 事業者が行う業務に関する事故等に起因するもの又は事業者の責に帰すべき事由によるもの  |                 | ●               |
|                       |                              | 58 | 市の要請による給食数増加に伴い事業者に生じた増加費用の負担  | ●               |                 |
| 給食数増減リスク<br>(需要変動リスク) |                              | 59 | 本施設の業務従事者に新型コロナウイルス感染症等の感染者及び感染疑いの者が発生した際、保健所等の指示・方針により給食の提供を停止した場合に生じた対応費用の負担   | ●               | △ <sup>※3</sup> |
|                       |                              | 60 | 児童生徒数の減少に伴う給食数の減少による運営業務自体の収益の増減   | △ <sup>※6</sup> | ●               |
|                       |                              | 61 | 市の要請による給食中止時等の未配送の給食等による残渣の変動  | ●               |                 |
|                       |                              | 62 | 市実施の食材調達・検収業務における調達食材の異常、異物混入等   | ●               |                 |
| 異物混入リスク<br>(食中毒リスク)   |                              | 63 | 検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常  | ●               |                 |
|                       |                              | 64 | 検収後の保存方法に起因する調達食材の異常   |                 | ●               |
|                       |                              | 65 | 調理時における加熱等が不十分に起因する異常  |                 | ●               |
|                       |                              | 66 | 調理、配達業務における異物混入等   |                 | ●               |
|                       |                              | 67 | 事業者が実施する配達業務以外に起因する配達対象校内での異物混入等   | ●               |                 |
| アレルギー対応リスク            |                              | 68 | アレルギー生徒の情報収集不備、食材調達時の誤り、校内での配食ミス、除去食対応時の献立作成ミス等による発症や突発的な発症（事前の把握が困難なアレルギー物質による） | ●               |                 |
|                       |                              | 69 | 調理段階における禁忌物質の混入による発症や配送先の誤り等事業者の責による誤食での発症                                       |                 | ●               |
|                       |                              | 70 | 市から事業者への情報の伝達不完全（送付漏れ・紛失等）による発症  | ●               |                 |
|                       |                              | 71 | 事業者内での、収集した情報の伝達不完全（送付漏れ・紛失等）による発症やアレルギー生徒の個人情報の流失                               |                 | ●               |
|                       |                              | 72 | 市や食材納入業者等の責による配達及び配膳の遅延により市及び事業者に生じた増加費用・損害の負担                                   | ●               |                 |
| 配達及び配膳遅延リスク           |                              | 73 | 事業者の責による配達の遅延により市及び事業者に生じた増加費用・損害の負担   |                 | ●               |
|                       |                              | 74 | 物価、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大（交通事情悪化による運送費増加など）  |                 | ●               |
| 食器等破損リスク              |                              | 75 | 児童生徒等による通常使用時の食器等の破損に関するもの   | ●               |                 |
|                       |                              | 76 | 児童生徒等が故意に食器等を破損させた際に発生した損害   | ●               |                 |
| 残渣処理リスク               |                              | 77 | 児童生徒等が配膳室に返却するまでの残渣の分別   | ●               |                 |
|                       |                              | 78 | 給食センターまでの残渣搬送  |                 | ●               |
|                       |                              | 79 | 給食センターにおける残渣の分別及び計量  |                 | ●               |
|                       |                              | 80 | 給食センターから処理施設までの搬送  |                 | ●               |
| 事業終了段階                | 事業の中途終了リスク                   | 81 | 市の債務不履行に起因する契約解除   | ●               |                 |
|                       | 事業者の債務不履行に起因する契約の解除（一部解除を含む） | 82 |  | ●               |                 |
|                       | 施設の性能確保リスク                   | 83 | 事業終了時における施設の性能確保に関するもの   |                 | ●               |
| 移管手続きリスク              |                              | 84 | 事業契約満了時の移管手続き、業務引継ぎ及び事業者側の清算手続きに要する費用に関するもの                                      |                 | ●               |

※1：契約が結ばない場合、それまでに官民各々にかかった費用は各々が負担する。

※2：市は対応費用の負担等について協議できるものとする。

※3：事業者が基本的な感染防止対策を行っていないかったと考えられる場合には、市は対応費用の負担等について協議できるものとする。

※4：当該契約不適合について事業者に帰責性がある場合には事業者のリスク負担とする。

※5：事業者の善管注意義務違反、管理義務の懈怠によって引き起こされた第三者の施設損傷リスクは事業者、それ以外は市の負担とする。

※6：事業期間中に一定以上の給食数が増減する場合は、サービス購入費の見直しについて協議できるものとする。

## 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### (1) 敷地に関する各種法規制等

敷地の主な前提条件は、次のとおりである。

#### ア 事業用地

岡山県倉敷市児島味野 4051-2 外

#### イ 地域地区

準工業地域

#### ウ 土地の所有

倉敷市

#### エ 敷地面積

約 20,000 m<sup>2</sup> (うち建設地は西側約 8,000 m<sup>2</sup>)

#### オ その他条件

建ぺい率 : 60%

容積率 : 200%

接道条件 : 西側道路(児島駅前 53 号線) 幅員約 12 m

### (2) 施設要件

本施設の要件等の詳細については、要求水準書（案）に示す。

## 5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約書に定める具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、岡山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### (1) 事業の継続に関する基本的考え方

事業予定者においては、特別目的会社の設立等により出資企業からの倒産隔離をあらかじめ講じることとする。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

### (2) 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

#### ア 事業者の責めに帰すべき事由の場合

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- ② 事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- ③ 上記①、②のいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

#### イ 市の責めに帰すべき事由の場合

- ① 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- ② 前号により事業契約が解除された場合、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

#### ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- ① 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知をおこなうことにより、事業契約を解除することができる。
- ③ 前号により事業契約が解除される場合、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとするが、具体的な内容については、募集要項等に示す。

## **エ その他**

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書（案）に定める。

## 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

### (1) 法制上及び税制上の措置

本事業を行うために必要な土地は市の行政財産であり、市はこれを事業者に無償で使用させる。また、市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に協力する。現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

### (2) 財政上及び金融上の支援

#### ア 交付金及び地方債等

市は、本事業において交付金及び地方債等を充当することを前提としているため、事業者は、交付金又は起債申請等に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

#### イ その他の財政上又は金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、交付金及び地方債以外の財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市はこれら支援を事業者が受けることができるよう努める。

なお、市は事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

## **8 その他特定事業の実施に関し必要な事項**

### **(1) 議会の議決**

市は、債務負担行為に関する議案を令和4年9月定例会に提出する予定である。また、事業契約の締結に関する議案は、令和5年6月定例会に提出する予定である。

### **(2) 応募に伴う費用負担**

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

### **(3) 本事業において使用する言語、通貨単位等**

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### **(4) 情報公開及び情報提供**

本事業に関する情報公開請求があった場合は、市情報公開条例に基づき提出書類を開示することがある。

また、本事業に関する情報提供は、倉敷市教育委員会学校教育部保健体育課のホームページ等を通じて適宜行う。

### **(5) 実施方針に関する問い合わせ先**

本実施方針に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

倉敷市教育委員会 学校教育部 保健体育課（担当：田中・飯田）

住所 : 〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地

電話 : 086-426-3835

FAX : 086-421-6018

E-mail : schhlt@city.kurashiki.okayama.jp

ホームページアドレス <https://www.city.kurashiki.okayama.jp/gakuho/>